

令和 5 年度県議会広報に係る企画、
媒体制作・媒体制作監理等業務

企画提案審査要領

令和 5 年 2 月
岩手県議会

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和5年度県議会広報に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型企画コンペ方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画コンペ審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画コンペの審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、コンペ参加者から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目
(1) 全般（現状分析等）【20点】
(2) 媒体計画【50点】
ア 企画（企画内容の創意工夫、訴求性等）20点
イ 媒体量（媒体量の確保、時間設定等）20点
ウ 総括（費用対効果等）10点
(3) 業務履行能力（組織体制、業務実績等）【20点】
(4) 見積書（積算単価、数量、提案内容との整合性等）【10点】

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、企画提案書及びコンペ参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) コンペ参加者が6者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書による審査（以下「第1審査」という。）を実施し、上位と評価された6者により、委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。
- (3) コンペ参加者が6者以下であった場合には、第1次審査は実施しないものとする。なお、コンペ参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書及びコンペ参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。

(5) (4)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。

なお、総得点と同点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。

【様式4-1】

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点		
提案のあった業務の内容が優れていること	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県議会に関し、広報業務に求められる程度の必要な知識を有しているか。 ・ 県議会が実施している広報の現状と課題を的確に把握、分析しているか。 ・ 現状を踏まえ、課題解決に向けた提案となっているか。 	70	20	
	媒体計画	企画		<ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの県民が、県議会に関心を持てるような考え方（工夫）が示された提案であるか。 ・ 広報効果が高い放送時間設定・内容となっているか（電波媒体）。 	20
		媒体量		<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要十分な媒体量が確保されているか。 	20
		総括		<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画内容に実効性があり、的確であって特に優れ、評価すべき内容であるか。 	10
業務を適正かつ確実に履行できる能力を有していること	業務履行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか。 ・ 守秘義務の徹底及び個人情報等の漏洩防止のために必要な仕組みが示されているか。 ・ 災害等緊急時における十分な連絡対応が示されているか。 ・ これまでの業務実績等から、広報業務について必要なノウハウを持っていることが認められるか。 	30	20	
	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・ 提案内容との整合性があるか。 		10	
合 計			100		